

香川県条例第13号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当) 第23条 略</p> <p>(1)～(7) 略 <u>(8) 夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を置く中学校の職員が本務として夜間学級の業務に従事する場合</u></p> <p>2 略</p>	<p>(特殊勤務手当) 第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。 (1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 略</p> <p>(1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、<u>第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）</u>、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。）</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。）</p> <p>(2)～(9) 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、<u>第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）</u>、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、第22条、第22条の2、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2・3 略</p>